宮 城 県 公 報

令和８年 10 月 30 日（金）
定期第 742 号

目 次

告示

○　平成 18 年宮城県告示第 1112 号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（自然保護課）

○　平成 18 年宮城県告示第 1113 号（鳥獣保護区の更新）の一部改正（同）

○　平成 18 年宮城県告示第 947 号（銃猟禁止区域の指定）の一部改正（同）

○　平成 15 年宮城県告示第 1016 号（指定猟法禁止区域の指定）の一部改正（同）

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（２件）（障害福祉課）

○　知事指定薬物の指定（薬務課）

○　県営土地改良事業変更計画の縦覧（３件）（農村振興課）

○　道路の区域変更（道路課）

○　土地区画整理組合の定款変更の認可（都市計画課）

○　土地改良区の定款変更の認可（仙台地方振興事務所）

公告

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁施設整備課）

宮城県告示第710号

平成18年宮城県告示第1112号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

大崎西部鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

加美郡加美町の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

（二）　更新理由

当該区域は、栗駒山系と船形連峰とをつなぐ地域で、ブナ等の落葉広葉樹を主とする自然度の高い森林が広がり、多くの鳥獣が生息している。また、大型獣類の季節移動や繁殖個体の移動分散経路としても重要な区域となっていることから当該区域を引き続き鳥獣保護区に指定する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

お伊勢浜鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

気仙沼市の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

（二）　更新理由

当該区域は、国の天然記念物で環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコクガンの数少ない県内の越冬地になっている。また、宮城県は、コクガンの定期的な越冬地の南限となっている。県内最大の越冬地であり、環境省が選定した「日本の重要湿地」の一つである当区域の環境の保全を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県気仙沼地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第711号

平成18年宮城県告示第1113号（鳥獣保護区の更新）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

堂平山鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

伊具郡丸森町の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

（二）　更新理由

当該地域は昭和42年度国設鳥獣保護区として設定以降、環境の変化は少なく、区域内に生息する鳥獣もイノシシが増加しているほかは変化が少ない。また、当該区域内には不動尊公園キャンプ場があり、地域住民等が鳥獣と触れ合う場として重要であるため、引き続き鳥獣保護区として更新する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

斗蔵山鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

角田市の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

（二）　更新理由

当該鳥獣保護区は阿武隈川の北に位置し、阿武隈山地の北部に属する丘陵地帯である。平成17年度の区域縮小以降大きな環境の変化はなく、今後とも生息する野生鳥獣の保護を図るため更新する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

田代鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

加美郡加美町の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

（二）　更新理由

当該区域はブナ等の落葉広葉樹を主とする森林が広がり、多くの鳥獣が生息する区域である。また、船形連峰の北端部、栗駒山系と船形連峰をつなぐところに位置し、大型獣類の季節移動や繁殖個体の移動分散経路としても重要な地域となっていることから、鳥獣保護区の期間を更新し、鳥獣の保護と生息域の連続性及び移動経路の確保を図るものである。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

鱒淵鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

２　区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3　存続期間

令和８年 11 月１日から令和 28 年 10 月 31 日まで（20 年間）

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

(二)　更新理由

当該区域は、スギ、アカマツをはじめとした針葉樹や落葉広葉樹で構成された森林地域であり、ニホンカモシカ等の森林性鳥獣が生息している。そのような鳥獣の生息・繁殖に適した当該区域を引き続き鳥獣保護区に指定する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

旭山鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

2　区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3　存続期間

令和８年 11 月１日から令和 28 年 10 月 31 日まで（20 年間）

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

(二)　更新理由

当該区域は、県立自然公園に指定されている標高 173.4mの旭山を中心とした区域である。周囲は水田地帯で、森林の状況が良好に保全されており、森林野生鳥獣の生息地として重要な区域となっているため、引き続き鳥獣保護区として更新する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

鳥の海鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

2　区域

亘理郡亘理町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3　存続期間

令和８年 11 月１日から令和 28 年 10 月 31 日まで（20 年間）

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

(二)　更新理由

当該区域は、阿武隈川河口の南に位置し、干潮時には県内最大の干潟となる。シギやチドリ類、アジサシなど渡り鳥の重要な中継地であり、水鳥が生活するには良い環境となっている。冬期にはカモ類が数多く見られ、保護区指定により野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たすと考えられる。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

船岡鳥獣保護区の項第２号、第３号及び第４号（二）を次のように改める。

2　区域

白石市、角田市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町及び柴田郡柴田町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3　存続期間

令和８年 11 月１日から令和 28 年 10 月 31 日まで（20 年間）

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

(二)　更新理由

当該鳥獣保護区は前回更新以降、大きな環境の変化はなく、また、当該区域内には、大河原公園や船岡城趾公園があり、鳥獣と触れ合う場が多くあるので、引き続き鳥獣保護区として更新する。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第712号

平成18年宮城県告示第947号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

茂庭団地銃猟禁止区域の項第２号及び第３号を次のように改める。

２　区域

仙台市の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

中浜区銃猟禁止区域の項第２号及び第３号を次のように改める。

２　区域

亘理郡山元町の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県仙台地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

海上連銃猟禁止区域の項第２号及び第３号を次のように改める。

２　区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第713号

平成15年宮城県告示第1016号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

第２号及び第３号を次のように改める。

２　区域

石巻市及び牡鹿郡女川町の一部（次の図に示すとおりとする。）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和９年10月31日まで（１年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 714 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第１号の規定により告示する。

令和８年 10 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411100506	ＣＡＬＭ　ＣＡＲＥ岩沼 岩沼市中央三丁目２番３号 森川ビル２階	就労継続支援Ｂ型	株式会社シーアイ・パートナーズ	令和８年 11 月１日

宮城県告示第 715 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第１号の規定により告示する。

令和８年 10 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411501018	チャレンジドジャパン大崎センター 大崎市古川旭４丁目３－７　第二奈須野テナントビル	就労定着支援	株式会社チャレンジドジャパン	令和８年 11 月１日

宮城県告示第716号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年宮城県条例第 69 号）第 13 条第１項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年 10 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　知事指定薬物の名称

（1）（１αH，５αH）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名：２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）

（2）Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名：５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

２　指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

３　指定の効力が生ずる日

令和８年 10 月 30 日

宮城県告示第717号

県営大目地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195 号）第88条第６項の規定において準用する同法第87条第５項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第６項において準用する同法第87条第６項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和８年10月30日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧期間

令和８年10月30日から令和８年12月１日まで

３　縦覧場所

栗原市役所

宮城県告示第 718 号

県営七ヶ宿東部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第88条第18項の規定において準用する同法第87条第５項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第18項において準用する同法第87条第６項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和８年10月30日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧期間

令和８年10月30日から令和８年12月１日まで

３　縦覧場所

七ヶ宿町役場

宮城県告示第 719 号

県営七ヶ宿西部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第88条第18項の規定において準用する同法第87条第５項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第18項において準用する同法第87条第６項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和８年10月30日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　縦覧に供する書類の名称
　土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧期間
　令和８年10月30日から令和８年12月１日まで
３　縦覧場所
　七ヶ宿町役場

宮城県告示第 720号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和８年 10 月 30 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年 10 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　河南登米線

３　道路の区域

変　更　の　区　間	変更の前　後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
登米市豊里町中谷岐無番地先から同市豊里町中谷岐無番地先まで	前	A	4.5～18.0	73.5
		B	－	－
	後	A	4.5～18.0	73.5
		B	5.5～20.0	91.3

宮城県告示第721号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和８年10月30日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　組合の名称

富谷市成田二期東土地区画整理組合

２　事務所の所在地

富谷市成田一丁目４番地75

３　設立認可の年月日

令和３年９月６日

４　変更の内容

総会の招集

第34条の２を追加する

５　変更認可の年月日

令和８年10月23日

宮城県告示第 722 号

亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第２項の規定により、令和８年 10 月 26 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和８年 10 月 30 日

宮城県仙台地方振興事務所

所長　小 嶋　淳 一

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年 10 月 30 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

1　入札に付する事項

(1)　調達案件及び数量　仙台第二高等学校仮設校舎賃貸借　一式

(2)　調達案件の仕様等　入札説明書及び設計図書による。

(3)　履行期間　令和９年 12 月 15 日から令和 12 年２月 28 日まで

(4)　履行場所　宮城県仙台第二高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3)　平成 12 年３月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4)　平成 12 年４月１日以後に民事再生法第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月１日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8)　当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

(9)　当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より３か月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

(10)　入札参加資格申請場所及び提出期限　物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号　電話 022-211-3335）へ令和８年 11 月６日（金）午後５時まで申請すること。また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を提出すること。

３　入札書の提出場所等

(1)　電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ　本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2)　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8423　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 田村　佳奈子　電話 022-211-3353）

(3)　入札説明書及び設計図書の交付

ア　入札に参加しようとする者は、令和８年 11 月５日（木）午後５時 15 分までに設計図書の交付を(2)の場所で受けること。

イ　郵送による交付を希望する場合は、令和８年 11 月４日（水）まで(2)へ申し出ること。

(4)　一般競争入札参加資格審査

ア　システムを用いて参加資格審査を受ける場合　システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 12 日（木）午前９時から令和８年 11 月 18 日（水）午後５時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ　書面により参加資格審査を受ける場合　書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 18 日（水）午後５時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ　開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5)　入札書の提出期限

ア　システムを用いて入札する場合

入札期間　令和８年 11 月 20 日（金）午前９時から令和８年 11 月 27 日（金）午後５時まで

イ　書面により入札書を提出する場合

(ｱ)　日時　令和８年 11 月 27 日（金）午後５時

(ｲ)　場所　(2)に同じ

(ｳ)　郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ｱ)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ｴ)　提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6)　開札の日時及び場所

令和８年 11 月 30 日（月）午前 10 時　宮城県行政庁舎 15 階　施設整備課内

４　入札に参加することができない者

２に定める資格を有しない者

５　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　財務規則（昭和 39 年宮城県規則第７号）第 98 条第１項第３号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは同 97 条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

(3)　契約保証金　財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5)　入札金額の記載方法　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　契約書作成の要否　要

(8)　申請書等の作成に関する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(9)　詳細は入札説明書による。

６　概要

Summary

1. Nature and Quantity of Service to be Procured: Leasing of a temporary school building for Miyagi Prefecture Sendai Daini High School (1 set)
2. Planned Contract Period: From December 15, 2027, to February 28, 2030
3. Place of Delivery: Miyagi Prefecture Sendai Daini High School
 (1 Kawauchi-yodomibashidori, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture)
4. Deadline for Bid Submission: November 27, 2026 (Fri.), 5:00 P.M.
5. Contact Information: Prefectural School Administrative Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
 Tel.: 022-211-3353
6. Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.